

広報お知らせ号

2010年(平成22年)
9月15日発行

〒038-3803
藤崎町大字西豊田一丁目1
藤崎町企画課企画係
☎75-3111(内線2224)

成人式記念写真配布について

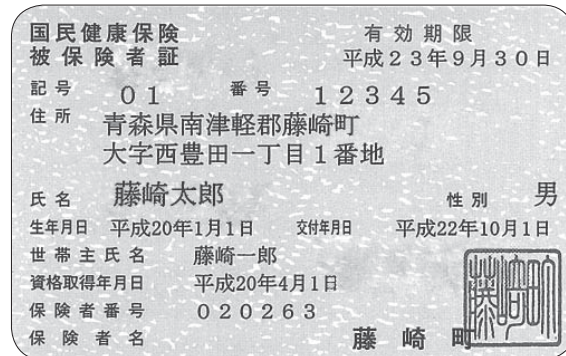
8月15日(日)に開催した平成22年度藤崎町成人式の記念写真を9月3日(金)より配布しておりますので、下記の窓口へおいでくださるようお願いいたします。(代理の方でも可)

なお、土日・祝日・休館日等もありますので、確認の上おいでください。

☆配布場所・お問合せ ○常盤生涯学習文化会館 ☎65-3100
○町文化センター ☎75-3311

国民健康保険被保険者証の更新のお知らせ

新しい保険証を9月下旬に郵送します。
カードケースを同封しますので、はがした保険証にご利用ください。
【見本】色は桜色です。



【注意事項】

- 記載内容を確認ください。もし間違いなどがある場合は届出ください。
- 紛失したり破れたりした場合は届出ください。
- 現在お持ちの保険証は担当窓口へ返却するか確実に破棄してください。

☆お問合せ 住民課国保年金係(内線2132)

りんご苗木購入助成事業実施申込の受付を行います

平成22年度りんご苗木購入助成事業の申込を受付します。
希望する場合は、下記によりお申込みください。

- ☆申込期限 11月30日(火) ※期限は厳守ください。
- ☆事業内容 あおり21、あおり27の苗木購入助成をします。
※助成金の額は苗木1本700円を上限とします。
※農業者1件につき50本を限度とします。
- ☆要件 他の補助事業との併用は認めません。
- ☆提出書類 ①事業実施申込書 ②実施場所等の図面
※申込用紙は農政課に置いてあります。

果樹共済に加入しましょう!

☆申込・お問合せ 農政課農政係(内線2243~2245)

津軽地域障害者就職面接会の開催について

障害者の就業機会の拡大と雇用の促進を図るため、就職意欲の旺盛な障害者の方と事業所の方とが直接面接する「障害者就職面接会」を開催します。

☆日 時 10月20日(水) 午後1時~午後4時
☆場 所 ベストウェスタンホテルニューシティ弘前 3階「プレミアホール」
(弘前市大町1-1-2 ☎37-0700)

☆お問合せ 弘前公共職業安定所 ☎38-8609

東北新幹線全線開業記念 プレゼントキャンペーン実施中

9月13日(月)から北常盤駅で定期券ご購入の方全員に、オリジナルネーム入りボールペンを無料でプレゼントしています。

☆実施期間 9月13日(月)~12月4日(土)
※先着300名様限定(お一人様1回限り)

☆お問合せ ○藤崎町商工会 ☎75-2370
○藤崎町商工会常盤支所 ☎65-3044
○軽食喫茶ぽっぽら ☎65-2338
○JR北常盤駅 ☎65-2212

町民将棋大会結果

町将棋連盟が主催する町民将棋大会が8月14日(土)に開催され、14名の将棋愛好者が参加しました。結果は次のとおりです。

○優勝 清水 智之 ○準優勝 相馬 政榮
○第3位 三上 勝行 ○敢闘賞 横山 繁光

学童保育指導員の登録をしませんか

学童保育とは、放課後や土曜日等に保護者等が留守の世帯の児童を預かり、保育を行うものです。

指導員が欠員となったときや人手が不足した場合に、登録をしている方に連絡をし、ご協力をお願いします。

☆勤務時間(下記の時間帯でのシフト制になります)

- 月曜日~金曜日 小学校の下校時間~午後6時
- 学校休業日(土曜日や長期休業等) 午前7時45分~午後6時

☆登録対象者

子どもが好きな方で、子育てに熱意のある20歳から65歳未満の健康な方

☆賃 金 時給700円(※交通費は支給されません)

☆登録期間 平成22年10月1日~平成23年3月31日

☆登録締切 9月24日(金)

☆登録方法

登録を希望される方は履歴書を持参の上、学童保育指導員登録申込書と一緒に下記の問合せ先まで申込みください。その際に、簡単な面接をします。

☆申込・お問合せ 住民課子育て支援係(内線2135、2136)

第12回町民サイクリングラリー参加者募集

☆日 時 10月11日(月・祝)《小雨決行・雨天中止》
☆場 所 弘前市石川 大仏公園
☆集 合 午前9時 常盤生涯学習文化会館前
午前9時 スポーツプラザ藤崎前 (川部合流)

☆帰 着 午後3時(予定)

☆持 ち 物 おにぎり(肉汁あり)・飲み物・手袋等

☆参 加 料 1人につき300円(保険料・記念品代等)
※申込と同時に支払いしてください。

☆申込締切 10月6日(水)

☆申 込 先 ○長谷川時計店 ☎65-3040
○常盤生涯学習文化会館 ☎65-3100
○スポーツプラザ藤崎 ☎75-3323

※ママチャリでも大丈夫です。

※免責事項=ラリー中の事故につきましては傷害保険の給付限度内の補償に限ります。

※当日も受付をしますが、保険の適用はありません。

☆お問合せ 長谷川時計店 ☎65-3040

戦没者等のご遺族のみなさまへ

戦没者等の遺族に対する「第9回特別弔慰金」が支給されます。

☆対象者

公務扶助料や遺族年金等を受けていた方が平成17年4月1日から平成21年3月31日の間に亡くなるなどし、平成21年4月1日において前記年金給付の受給権者がいない場合、次の順番による先順位のご遺族お一人に特別弔慰金が支給されます。

(戦没者等の死亡当時のご遺族で)

①平成21年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方

②戦没者等の子

③戦没者等の父母、孫、祖父母、兄弟姉妹

※戦没者等と生計関係を有していた方のうち平成21年4月1日において婚姻していたとしても氏が変わっていない方または同日において遺族以外の方と養子縁組をしていない方に限ります。

④③以外の戦没者等の父母、孫、祖父母、兄弟姉妹

※戦没者と生計関係を有していない方や戦没者等と生計関係を有していたが③に該当しない方。

⑤①～④以外の戦没者等の三親等内の親族

※戦没者の死亡まで引き続き1年以上の生計関係を有していた方に限ります。

☆支給内容 額面24万円、6年償還の記名国債

☆請求期限 平成24年4月2日

※請求期限を過ぎると時効により権利が消滅し、特別弔慰金を受け取ることができなくなりますので、請求漏れのないように十分ご注意ください。

☆お問合せ 福祉課福祉係(内線2115、2116)

農地転用許可制度のお知らせ

☆農地を転用する場合は、農地法の許可が必要です。

農地法	許可が必要な場合	許可申請者	許可権者
4条	農地の所有者が農地を転用する場合	転用を行う者(農地所有者)	都道府県知事
5条	農地、採草放牧地を転用するため売買等を行う場合	売主または貸主(農地所有者) 買主または借主(転用事業者)	農地が4haを超える場合には農林水産大臣(地域整備法に基づく場合を除く)

※市街化区域内の農地等の転用をする場合は、町農業委員会にあらかじめ届出を行えば許可は必要ありません。

※2haを超え4ha以下の農地の転用を都道府県知事が許可しようとする場合は、あらかじめ農林水産大臣に協議することとされています。

※転用については他法令の許可が必要な場合があります。

(農振法・都市計画法等)

※許可後において転用目的を変更する場合等には、事業計画の変更の手続きを行う必要があります。

☆もしも、許可を受けずに転用したり、許可どおりに転用しなかったら？

無断で農地を転用した場合や、転用許可に係る事業計画どおりに

転用していない場合には、農地法に違反することとなり、工事の中止や原状回復等の命令がなされる場合があります。(農地法第51条)

また、個人の場合は3年以下の懲役や300万円以下の罰金、法人の場合は1億円以下の罰金という罰則の適用もあります。(農地法第64条・第67条)

☆お問合せ 町農業委員会(内線2145、2251)

社会保険労務士による雇用保険無料相談室

「助成金っていったい何があるの？そもそもどこに聞けばいいの？」

助成金に対してこんなイメージを持たれてはいませんか。みなさんが支払う雇用保険料を原資にした助成金はたくさんあります。また、子育てや親族の介護で休む社員の給料、定年後にパートで雇った社員の給与額の引き下げ、このようなケースに対応する給付金制度もあります。

相談は無料ですので、この機会に「人事労務のスペシャリスト」社会保険労務士をご利用ください。

☆日 時 10月12日(火) 午前10時～午後3時

☆場 所 アピオあおもり(青森市中央3-17-1)

☆雇用保険重点指導員 ○社会保険労務士 稲田紀子

○社会保険労務士 川口孝子

☆お問合せ 青森県社会保険労務士会 ☎017-773-5179

むつ小川原地域・産業振興財団の事業募集のお知らせ

財団法人むつ小川原地域・産業振興財団は平成元年3月に原子燃料サイクル事業者の協力のもとに青森県によって設立され、県内各地の産業振興や地域づくりの取り組みに幅広く支援しています。

平成23年度のむつ小川原地域・産業振興プロジェクト支援事業を次のとおり募集しています。

☆対象事業

地域の活性化および産業の育成・振興を図る次の事業です。

①人材育成 ②技術開発 ③商品開発 ④市場・販路開拓

⑤観光開発 ⑥環境整備 ⑦スポーツ・文化交流など

☆助成金 事業費の5分の4以内

☆助成対象団体

県内の市町村、産業団体、地域づくりグループ・組織など

☆募集期限 10月31日(日)(必着)

☆助成金の決定 平成23年2月下旬

☆応募方法等

事業実施要望書に事業計画等を添えて申し込んでください。

要望書の様式等については、下記までご相談ください。

また、概要についてはホームページでご覧になれます。

☆応募先・お問合せ

財団法人むつ小川原地域・産業振興財団

〒030-0861 青森市長島2丁目10-4(ヤマウビル7F)

☎017-773-6222 F A X 017-773-6245

ホームページ <http://www.jomon.ne.jp/~mozaidan/>

農業者年金受給者のみなさんへ

☆住所・振込先の変更手続きについて

子どもや親族との同居のため引越などにより住所を変更した場合や、農業者年金の振込先を変更したい場合は、最寄りの農協(JA)で手続きが必要となります。

☆農業者年金受給者が死亡した場合の手続きについて

将来、農業者年金受給者が死亡した場合、遺族が速やかに(10日以内)最寄りの農協(JA)にて死亡届の手続きをしなければなりません。

また、農業者年金は死亡した日の属する月まで支給されますので、農業者年金未支給分を遺族が請求できる可能性があります。

※詳しい手続きについては最寄りの農協(JA)または町農業委員会でご確認ください。

☆お問合せ 町農業委員会(内線2145、2251)

青森県立障害者職業訓練校平成23年度入校生募集

☆募集科目、訓練期間および募集定員等

訓練科目	訓練期間	募集定員	対象者
製版科	1年間 (4月～3月)	15人	身体障害者
OA事務科		15人	
作業実務科		10人	知的障害者

☆募集期間、入校試験日および試験方法

訓練科目	募集期間	入校試験日	試験方法
製版科	11月1日(月)～ 12月2日(木)	12月8日(水)	職業適性検査、面接
OA事務科			適性検査 面接(保護者同伴)
作業実務科			

☆試験会場 青森県立障害者職業訓練校(弘前市緑ヶ丘1-9-1)

☆応募資格

○障害が安定し、身体の疾病または障害が訓練受講上支障にならない方

○体力的、精神的に1年間の訓練に耐えられ、就職を希望する方

○集団生活に支障のない方

○職業的自立が見込まれる方(介助支援のある方はご相談ください)

○公的機関で知的障害と判定された方(作業実務科のみ)

☆合格発表 12月15日(水)

☆応募手続 最寄りのハローワークで行ってください。

入校願書等の用紙はハローワークにあります。

☆お問合せ 青森県立障害者職業訓練校 ☎36-6882